

大蔵委員会議録第七十九号

昭和二十七年五月二十九日(木曜日)
午前十一時十九分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君

理事 小山 長規君 理事 三宅 則義君
理事 松尾トシ子君 理事 淺香 忠雄君

有田 二郎君 大上 司君
島村 一郎君 清水 逸平君

高間 松吉君 吉米地英俊君
夏堀源三郎君 宮橋 靖君

宮原幸三郎君 武藤 嘉一君
高田 富之君 深澤 義守君

出席政府委員

大蔵事務官(日本
専売公社監理官) 久米 武文君
大蔵事務官(主
計局法規課長) 佐藤 一郎君

大蔵事務官(主
計局給与課長) 岸本 晋君
大蔵事務官
(理財局長) 石田 正君

委員外の出席者

大蔵事務官(理
財局長) 宮川新一郎君
大蔵事務官(理
財局管理課長) 横山 正臣君

日本専売公社総裁 秋山孝之輔君
日本専売公社理事 西川 三次君

事(塩務部長) 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

本日の会議に付した事件

国立病院特別会計所屬の資産の譲渡
等に関する特別措置法案(内閣提出
第一六三号)

製塩施設法案(内閣提出第一七六
号)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行
への加盟に伴う措置に関する法律案
(内閣提出第一九〇号)

昭和二十七年年度における行政機構の
改革等に伴う国家公務員等に対する
退職手当の臨時措置に関する法律の
特例に関する法律案(内閣提出第一
九七号)

緊要物資輸入基金特別会計法の一部
を改正する法律案(内閣提出第一九
八号)

外国為替資金特別会計法の一部を改
正する法律案(内閣提出第二〇三
号)

接收資金金属等の数量等の報告に関す
る法律案(内閣提出第二二一号)

貴金屬管理法の一部を改正する法律
案(内閣提出第二二九号)(参議院
送付)

貴金屬管理法の一部を改正する法律
案、国立病院特別会計所屬の資産の譲
渡等に関する特別措置法案、製塩施設
法案、国際通貨基金及び国際復興開発
銀行への加盟に伴う措置に関する法律
案、昭和二十七年年度における行政機構
の改革等に伴う国家公務員等に対する
退職手当の臨時措置に関する法律の特
例に関する法律案、緊要物資輸入基金
特別会計法の一部を改正する法律案、
外国為替資金特別会計法の一部を改正
する法律案、接收資金金属等の数量等
の報告に関する法律案の八法案を一括議
題として、質疑を続行いたします。質

疑は通告順によつてこれを許します。
松尾トシ子君。

○松尾委員 国際通貨基金の問題につ
いて二、三お尋ね申し上げたいと思
います。この基金は加盟国の拠出金
を基礎としたもので、為替を行つた
組合銀行のようなものに考えられ
るのですけれども、この基金に対する
権利義務は、この拠出金に比例して行
われることになっております。関係が
ら、割当をきめる場合には非常に慎重
に考えなければならぬと思うのです
けれども、御説明によると、今度二億
五千万ドルの割当の通告があつたと
言われますが、この数字的基礎は一体何
を参照してきめられたのか。御説明が
できましたら、承りたいと思います。

○石田政府委員 この国際通貨基金協
定に加入をいたしますにつきまして
は、やはり加盟国の国際取引の量とい
うものが基準になるわけでございま
す。しかしながら基金協定自身の中
に、こういうふうにしてきめるとい
うような明確なところの規定は、必ず
しもないわけでございまして、こうい
う算式に必ずやらなければならぬとい
うわけのものではないわけでござい
ます。ただししかしながら一般に加盟
国に二種類ございまして、現加盟国と
それから新たな加盟国と二つに分けられ
るわけでございまして、現加盟国と申し
ますのは、この国際通貨基金協定が
できましてから、その署名国であつて
加入の通告をした国でございまして、こ
れは附表の中にもう初めから算出根

拠も何も言わずにきまつておる。協定
と同時にきまつておるといふ形に相
なつております。それから新しい加盟
国の場合にどうするかという問題でござ
います。これは協定の表向きでは、
各国の代表が集まりまして、総務会
きめるといふことに相なつておるの
であります。実際には総務会というの
は相当数が多いものですから、特別の委
員会をつくりまして、その委員会にお
きましていろいろ資料を集めまし
て、そして大体きめる。それを総務
会にかけまして、総務会がよろしいと
いつたら、それを加盟を希望しておる
国に通告し、加盟を希望しておる国が
それに対して異議がなければ、それに
よりまして申入れを行つて、かように相
なつておるわけでございまして、し
ていろいろ資料がございまして、
その場合に大体従来の例から申し
ますと、一九四〇年におきましては
四年から三八年にかけましての輸出入
の実績とかいうようなものに基きま
して、ある算式を用ひまして、それに
いろいろ事情を加味いたしました結果
として、割当額がきまつて来るとい
うのが普通の場合でございまして、日本
の場合におきましては、これはなか
／＼国民所得などとなりまして、いろ
／＼な見方があるわけでございまして、そ
れらの点についてもいろいろと委員会
におきまして比較検討いたしました結
果、二億五千万ドルという数字が出て
参つた、こういうことでございまして。

○松尾委員 その点はわかりました
が、次にどなたかほかの委員からお尋
ねがあつたかとも思いますけれども、
為替平価の問題についてお尋ねをいた
します。この基金の業務の中軸とい
うものは、加盟国の要求に応じて金
はドルの通貨を対価として、他の加盟
国の通貨を供給するというにもな
りますし、またそういうような事情で
すから、加盟国の平価の問題というこ
とは非常に重要な問題だと思つてあ
ります。従ひまして日本がこれから加
盟した後も、今の為替レートを守つ
と堅持して行くのかどうかというこ
と、また一旦きめられたものは、それ
を守つと堅持するように努力しなけれ
ばならないという約束をさせられるや
に何つておりますけれども、いくらか
束縛しても、産業政策とかあるいは
物価政策によりまして、国内的なイン
フレーションでも起れば、あるいはそ
の他デフレーションでも起つた場合
に、これをかえざるを得ないと思つた
ことがございまして、こういう場合に
かどるか、こういうふうなことをひ
とつと伺ひたいと思います。

○石田政府委員 お尋ねの点は二点あ
ると思つてございまして。第一点は現
在の対米を基準とした三三六
十円という為替平価を、堅持して行く
つもりかどうか。それから第二点は將
来にわたつて堅持するといふ堅持でや
つても、それは通貨面ではそういうこ
とをやりました。ほかの産業政策を
の他に關連して、どうしても変更を必

要とする場合が起つて来はしないか、その場合にどうするか、こういう二点かと思つてあります。

第一点につきましては、これは大蔵大臣も答弁されたと思うのでありますけれども、政府といたしましては当然堅持して参る、こういうつもりでございます。

それから第二点におきましては、これに経済全体の立場から申しまして、為替平価を堅持して行くということが日本としても望ましいことではないかと、また国際通貨基金に加入しておるとの各國の關係から申しまして、輕々に變更すべきではない。為替平価の安定を期するということがこの基金の目的であり、またその安定を維持せんがために為替操作を行つて資金を供給しようというのが目的でございますから、できるだけ堅持して参るといふのは當然であらうと思つて参ります。しかしながら一律にばかり行かないで、万やむを得ず平価の變更という方が、日本経済全体の立場からいつて好ましいという事象が起つた場合に、どうするかということであり、平価の變更ということからは絶対に基金協定におきましては禁止しておるのではないのでございます。實際上平価の變更を必要とするような事象が起りました場合に、おきましては、国際通貨基金に協議することを必要といたします。黙つてしてはいけな

いということになると思つてあります。ところが、国際通貨基金に協議をいたしました結果、同意が得られればこれを變更することは許されておるわけでございます。しかも国際通貨基金といたしまし

ては、いろいろと為替平価の維持安定ということには必要であるけれども、あまりにきつくりつてあつては、かえつて国際経済全般に悪い影響があるであらうという面の配慮も、當然いたしておるものであります。たとえてみますならば、變更の提議が加盟国によつて行われました場合に、それが当初きめたものの一〇%の範囲でありますならば、それは基金としては異議を唱えないということに大体なつておる。それからまた為替平価の變更というものは相當急を要する問題でございます。従いまして今申しました一〇%を越える場合におきまして、それ〇%を越える貨基金は早くその意見を表示して、それを延ばすことのできないやうな配意を加へておる、こういうことでございまして、もし日本におきましてこの平価變更の理由が妥當であるならば、必ずや国際通貨基金の同意は得られるもの、かように思つておる次第でございます。

○松尾委員 それでは基金と取引をした場合、つまり基金からお金を借りた場合に、手数料とかあるのは利子だと、かはどういう率になるのでしょうか。

○石田政府委員 手数料の点につきましては、一律な手数料をきめるのはございませんで、そのとき／＼におきまして、國際基金の当局者が變更いたしましたことも可能になつております。現在におきましてこのやうな方は、大体加盟国が自分の國の通貨を對価といたしまして、他國の通貨を買い戻すところの量の増減に應じて手数料を加減する。平たい言葉で申しますと、技術的には借入れであります、かり

に借金という言葉を使ひまして、借金をするといふふうに觀念いたしますならば、借金の額が少いよりは手数料も少い、しかし借金が多くなるに従つて手数料も多くするということによりまして、あまりむやみな借入れをしないやうな方向に持つて行こう、こういうのが實際の操作に相なつております。

○松尾委員 そういたしますと、今ずつと御説明を聞いてまいりました、結局あまり利用価値がないといふふうにも、そればかりでなく、加盟國の經濟状態に反映しまして、為替關係が不利になつたとかなんとかいふ場合には、割當の問題その他の條件を審議にかけかえることができると申しました。國際基金が成り立たないほどまづい状態に落ち込んだときには、基金の言うことを聞かないで脱退をする國も、相當出て来るんじゃないかと思つておりますが、この点はどうでしょう。

○石田政府委員 國際通貨基金が将来どういふふうになりまするか、私ここでいつて申し上げることはできないのでございますが、しかし大局的に申しまして、國際通貨基金というものが存在しないやうな社会に相なりましたならば、これは世界全体のためにも、また一つ／＼の國にとりましても不幸なことであらうと考へております。それから脱退の問題でございますが、脱退の問題につきましては、ぐあいが悪いところは、國際通貨基金と特定の加盟國との間に起つておりますが、しかしなるだけ脱退というやうな行為に出ないやうに特定の國はやつておりますし、國際通貨基金もまたそ

ういふところでございます。話合ひがうまく行かない部分につきましては、必ずしも脱退することにはなつておりません。私の記憶ではたしか今までの脱退した國はなかつたかと思つております。それから特定國におきましても、ある事態におきましてはぐあいが悪いことが起りました、なるべく早い期間にさういふぐあいの悪いところを直しまして、さうして國際通貨基金協定の通りに申しますか、それに違反しないやうな形において、為替政策と申しますか、あるいは國際經濟政策と申しますか、それが運行できるやうに努力いたしておるといふのが実情でございます。

○松尾委員 この國際通貨基金が生まれましてからのことをちよつと聞いてみますと、大戦後世界の金本位が非常にくずれてきたために、金本位の確立を來すためにさういふものをつくつた。同時にそれは産業の發展あるいは經濟の安定といふところにあると聞いておりますが、日本の場合でも金本位を確立する確信があるのでしょうか。ただいま日本の札は兌換券ではないといふふうになつておりますけれども……

○石田政府委員 今のお尋ねの点に關連いたしまして、國際通貨基金協定が金本位であるかどうかというところは、非常に議論のあるところでございます。たとえば平価をきめる場合に金でもつて表示するといふふうなことはございまして、ですから金本位的な色彩が強いといふことは言えるのであります。しかしそれが金本位そのものであるかといふことになると、必ずしもさうではないと思つてございます。金本位とい

うものは、解釈をどうするかによつても違ふと思つておりますが、お尋ねの趣旨は、たとえば各國が相當の金を持つておつて、さうして通貨と金の交換と申しますか、兌換と申しますか、それが相當自由に行われることを御想像になつておられるのではないかと思ふのであります。世界の各國を見ましても、米國のやうな一、二の國を除きましては、大體通貨準備としての金が非常に少いといふことでございまして、世界を通じて金本位が早急に實現するといふことは、なか／＼期待しがたいかと思つております。しかし國際通貨基金が金本位であるかないかは別問題といたしまして、各國がそれ／＼の通貨の価値を維持して行くことは、大切なことであらうと思つてあります。國際間でいへば、取引をいたします。たとへば貿易なら貿易をいたします場合に、受取ります相手の通貨がすぐ価値がなくなつてしまふといふことでは、國際經濟が円滑に動かないことは當然であらうと思つてあります。ましては、それ／＼の國のそれ／＼の通貨がしつかりしたものでなつて行くことが、當然必要であらうと思つてあります。従ひまして日本は特に各國の中におきまして、國際交易によつて國の經濟を動かして行かなければならない國でありますので、さういふことに入つて行くことは當然であらうと思ひますし、またほかの國もさういふ精神で動いてもらつて、初めて日本から見た國際經濟はうまく行く、こういうことに相なるのだと思つて

あります。なお今申しましたような状況でございますので、日本が金本位を維持しようとか、金本位を再建するといふふうなことを考えておるかという御質問に對しましては、それは日本としてはなかつて早急にはできないことである。しかしこれはよその國でも同様である、かように考えておる次第でございます。

○松尾委員 そうしますと、基金自体金本位制度を採用して、加盟國に對しての国内的のあれには自由にやらすといふふうに解釈して、了解しようと思ひますけれども、それで間違ひございませんか。

もう一つついでに一緒にお尋ねしておきたいことは、今外為の存続とか廃止とかいふことが非常に問題になつておられますけれども、新聞記事とか何かで見たように記憶しておるのですが、外為委員會の生命は、通貨の価値が政治的に動かされないといふという中立的存在であるといふことに、非常に存在の価値があるんだといふふうに聞いておりますし、また日本の國際通貨基金に加盟する動機は、外為のやり方がまことに公正で、しかも今後加盟國となつても、日本の通貨を堅持して行かれるといふような保障とか説明があつたから、それをきつかけにできたといふふうに伺つておるのですが、國際通貨基金に加盟してから後の外為との關係はどういふふうになるのでしょうか。今の場合は、何か行政機構がかわりまして、大蔵省の内局に入るとかいわれしておりますけれども、そんなつた場合でも、加盟國に對する何か支障は来さないのかどうか。この点をお聞きしたい。

い。

○石田政府委員 前段の問題の國際通貨基金は金本位であるかという点につきましては、これは金本位と断ずることは非常にむずかしいといふことを私は申し上げたのであります。一体通貨の価値を何で表示するかという場合に、今の情勢のもとにおいては、金で表示することが一番妥當な方法ではないだらうか、こゝういふことがございします。國際通貨基金もまたそれをとつておるのではないかと思ひます。國際通貨基金は完全なる金本位をしいるものではない、われわれは考えておらぬわけでありまして、従ひまして日本が加盟したとしても、金本位ではないといふことは何ら支障にならない、かように考えております。

次に、外國為替管理委員會との關係でございまして、國際通貨基金に加入するにいたしましても、大蔵省の中におきまして為替の政策を行うといひますか。そゝういふことをやりましても、何ら加入の支障にならぬと思つております。現に國際通貨基金當局との間に、いろいろと話し合ひ等をしていておるわけでございます。これは大蔵省が現に當つております。これに對して國際通貨基金から、この問題について外國為替管理委員會との關係はどうだといふようなことは、何ら言つておりません。ただこの法案におきましては、一応外國為替管理委員會の存続といふことを前提にいたしましたので、この法案の中におきましても、基金に加盟した後に於いて、基金との間に取引をするといふことについては、外國為替管理委員會が行うといふのが、日本の法制の建前に合致するであらうといふので、そゝういふふうに規定してあります。しかしこれはどうか、別に関係はないと思つております。これは機構改革に關しますところの法律案の中におきまして、直すことになつておるわけでございます。○松尾委員 それはまたそつちの方の法案のかかつたときによくお尋ねをするにいたしまして、最後にもう一点。この基金の組織及び管理はどういふふうなことがあるかといふこと、またこれに加盟した場合の義務はどういふふうなことがあるかといふこと、これを具體的に御説明を願ひます。

○石田政府委員 この基金につきましても、各國の代表者によりまして構成せられておるところの總務會といふものがございします。この總務會が全般的な大きな政策はきめるといふことになつておるわけでありまして、しかしこれは非常に大がかりなものでございします。先ほどもちよつと申し上げたのであります。理事會といふものが別にございまして、この理事會が大體の日常の事務等を決定いたしておるわけでありまして、なおこの理事會の中に常務理事といふのがございまして、この選ばれた常務理事が實際の事務當局にたいてになりまして働いておる、こゝういふのが實際でございします。義務の点につきましては、加盟後におきましては、國際通貨基金協定の精神に従ひまして、行動しなければならぬといふことに相なるのであります。この基金協定にいろいろとございまして、ちよつと一々列挙するといふのもあれであります。大體大きなところは、先ほどから御質問がございしましたやうなぐ

あいに、通貨の価値といふものをよく維持して行くといふこと、それからまた為替の制限といふものはだん／＼と廢止するやうにして行くこと、こゝういふことが大きな義務であらうかと思ふのであります。

○松尾委員 たとえば金を借りましたときに、その用途についての年々の報告とか、あるいは償還などといったやうなもの、義務はどうなりますか。

○石田政府委員 金を借ります場合には、國際通貨基金當局に對しまして、こゝういふ趣旨で金を借りたのだといふ申入れをいたしまして、買入れがはんと仰せですけれども、借入れの場合という仰せですから申しますが、借ります場合には、こゝういふ意味で借りるのだといふことを言ひまして、向うが納得いたしますれば借りられるといふことになるわけでありまして、そしてこれをどういふ用途に使うかといふことは、そのときにきまらしますが、しかし大體こゝういふ特定の目的に使うからといふ借り方をするのでなくして、たとへばドルならドルが足りないから、このくらゐのドルを買わしてくれといふやうな申入れをするのでございまして、どこに使つたとかあそこに使つたとかいふことは報告する必要もございませぬし、また向うもそゝういふことを期待してゐるわけではございませぬ。

○佐藤委員 武蔵さん、どうぞ御発言を願ひます。武蔵第一君。

○武蔵(第一)委員 話は少し前にもどるかも知れませんが、この前に關稅引上げのところ、まづるのほかに關稅引上げの問題が非常に重要化してゐるといふ問題が生まれまして、その關稅引上げの關稅に關連すること、ございしますが、実は

胸藏器に使ひますのに金液といふものが必要なものでございします。金を溶解いたしまして茶わんやデイナー・セットに塗りつけるのでございしますが、この金液の値段が非常に高いので、何とか金液の値段を低めてほしい、安くしてほしいといふのが業者の要望でありまして、この機会に、もしお係が違ひませんので、御連絡くださつてお骨折りを願ひたいと思ひます。

○石田政府委員 今お話がありました点は、貴金屬管理法の改正に伴ひまして、今までは一オンス三十五ドルを基礎にした価格によりまして、今申さしましたやうな金液等に對して運用をしますところの金を政府が拂下げをしておつたわけでありまして、今度には、産業用の金につきましても、實際に消費者に入りますところの価格といふものが、家庭用のものとかわつて来る。すなわち値が上つて来るといふことに關連して、そゝういふ問題が起つて来るのであらうかと思ふのでございします。この点につきましても、金を實際に掘りますところの産金業者の採算から申しますならば、非常に高くしなければならぬ。ところが、消費者でありますところの胸藏器業者の方とか、あるいは齒科のお医者さんの方とか、こゝういふ關係におきましては、今まで通りすえ置いて上げてもらいたくないといふ希望があるわけでありまして、両方の希望が非常に離れておりますので、われわれは苦慮しておるわけでありまして、やはり産金業者としての苦しい部面といふものも、ある程度緩和するのには貢獻するやうな方向に行かなければならぬし、そゝうかと

いつて、産金業者の立場ばかりをとりまして、むやみに高いものを消費方面の価格とするわけにも参らないかと思つておられますので、適当にその間をとつてきめるようにいたしたい、こういうように考えておる次第であります。

○武蔵(委員) 陶磁器は日本の対米輸出品の中では非常に重要な部分を占めておりますので、外貨獲得の点から、関税引上げの問題で、業者は、この状態でもし関税引上げが行われるならば、全然陶磁器の輸出は杜絶するのではなからうかと非常に憂慮しておる折でありますので、大蔵省におかれまして、金液に使用します金の拂下げ価格については、せいかく安くしていただくように要望いたしましたので、私の質問を終りたいと思ひます。

○深澤委員 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案に關連しまして、二、三御質問いたしたいと思ひます。ただいまも説明があつたのであります。が、国際経済関係の均衡の状態を維持することが大体的目的で、これに加入いたしましたので、出資をするわけでありまして、大蔵省の見解といたしましては、これに加入することが、何か日本の貿易関係あるいは外国為替関係等を、非常にぐあいよくするという説明なのであります。それがわれわれは單にこいうものには加入いたしたくも、必ずしも日本の貿易関係の状態が非常によくなつたり、あるいは日本は日本の為替関係、日本の経済関係が非常によくなつたりするといふ、特別の理由を見出すことはできないのであります。この協定に加入することによつて、飛躍的にさういふ状

態がもたらされるという見通しを、どういふ具體的根拠に基いて持つておられるのか。その点をお伺ひいたしたいと思います。

○石田政府委員 この協定に加盟することによつて、飛躍的に日本経済がよくなるかというお話であります。が、率直に申し上げて加盟いたしましたから、すぐ日本経済がよくなるという性質のものであるとは、われわれは考えておりません。国際通貨基金のねらつておりますところは、要約いたしますれば二点であると思ひます。第一点は各国がかつてな通貨政策をやつて、ほかの国に迷惑を及ぼすことを平氣でやることは、国際経済のためによくないのみならず、特定の国にとつても好ましいことではない。そこでお互いに国際経済が安定してやつて行けるようにしようというこについて、いろいろ相談を協議をしてやつて行こう、これが一つの点であると思ひます。

それからもう一つは、各国がそれぞれ為替資金に困りまして、そのために、何と申しますか、ドラスティックなことをやる。それがまた他國に影響を及ぼす。さういふことを何とか避ける道はないであらうか。さういふ異常時に於いて、為替資金の供給がかりに行われるとするならば、他に非常な迷惑を及ぼすこと、なくして済ませることができないかもしれない。あるいはその程度といふものが少なくて済むかもしれない。さういふことについて、資金供給の道を開こうといふのが、第二点であらうと思はれるのであります。日本は先ほど申しましたように、こ

れに入つたからすぐよくなるというよりなことではないと思ひますが、第一点で申しましたように、日本の国は国際経済にこれから歸つて、国際経済の中において生きて行かなければならぬといふ場合に、さういふ制度に入ることはいふ場合、さういふ制度に入ることにはおきまして、またさういふところにおきまして、国際経済がよくなつて行く上において、發言權を持つて行くことはけつこうなことではないか。これが一点だろつと思ひます。それからまた現在日本は外貨資金に困つておるのではない。ある見方からすれば外貨が余り過ぎておるのではないかという議論もあるのですが、しかしさういふ調子でもつてつと將來にわたつて推移して行くといふことは、何人も保しがたいわけでありまして、困りました場合に對処する何かの手段を持つておくといふことは、望ましいことでありまして、さういふ意味から申しまして、国際通貨基金に入つて、そして將來に於いて外貨資金に困るような場合があつたときには、その借入れの道を開いておくことも必要なことであらう。困つてから入るということとは、なか／＼できがたいことでありまして、むしろ困らないうちに入つておつて、困つたときに對する用意をしておくことが、適當であらうと考えておる次第であります。

○深澤委員 國際間の關係は、いろいろな關係がございまして、まことにむづかしいのですが、今あなたのおつしやつたように、他國に迷惑をかけないやうな國際經濟關係を確立しよう、さういふ考えから、將來困つたときには助けてもらおう、だからあらかじめ入つておこうというやうな道義的な

制度が確立されて、それが文字通りに行われればまことにけつこうでありまして、なか／＼さうでない。一つの例を申し上げますれば、日米經濟協力と言ひながら、日本の商品に對する關稅を引上げて、今日日本經濟を苦しめておるといふやうに、主導權を持つておるアメリカ自身が、日米經濟協力關係を破壞しておるといふ事實があるのではありません。ましてや國際通貨基金等はドル支配であつて、アメリカが支配しておる。これに加入して、日本が困つた状態を訴えたとき、これが助けてもたえらるという保証ができるのかどうかといふことについて、われわれは非常に疑問に思ふのです。私の考えを申し上げますと、アメリカが主導勢力を持つておるものであるから、ひとつおつき合ひに入らなければならぬといふのが、本音ではないかと思ふのですが、その点はどうですか。

○石田政府委員 おつき合ひだけだとおは思つておりません。たび／＼御質問がありましてお答えいたしましたように、實際的な利益があるもの、かやうに考える次第であります。

「委員長退席、小山委員長代理 席」

○深澤委員 この協定に加盟することによつて、日本に對する資金の融通面について、非常な利益があるといふ具體的な見通しがありまして、ひとつお示し願ひたい。

○石田政府委員 この協定の建前といひまして、困りました場合、いわゆる外貨資金に困つた場合には、年々割当額の二五割の資金の供与をするといふことに相なつておるわけでありまして、これはもちろん資本取引等の

ためには用いられますが、正常な經常取引に對する資金が不足する場合に、供与することに相なつておるのであります。

○深澤委員 すでに協定加盟國はたくさんあるのですが、そのように額面通りに供与が行われた具體的事實があるかどうか。

○石田政府委員 私は基金當局でありませんので、はつきりこうするのだといふことは申し上げかねますが、しかし具體的事實といひまして、この通貨基金が發足いたしました當時は、いわゆるドル不足といふことがやま／＼しい時代でございました。その時代におきまして大体一億五千萬ドル見当のものであつたと思ひますが、通貨基金は供与いたしております。その後例のマーシャル・プランといふものがございまして、そちらの方からドルを供給する道がございましたので、この基金の活動はしばらくそちらの方の模様を見らるゝことに相なつておつたのですが、最近また米國自体によるドル供与だけでは足りないだらうといふので、再び國際通貨基金が活動を始めようふに考えております。

○深澤委員 現在世界經濟において一番大きな悩みは、やはりドル不足という問題なのであります。従つて國際通貨基金が額面通り活躍しておるとすれば、かやうなドル不足の状態はある程度緩和されておると思ふのです。額面通りはたして二五割の供与が行われておるかどうかといふことは、非常に疑問だと思ふのです。そこで日本に對してさういふ具體的な供与の交渉が行われて、その見通しがあるのかどうか。

その点をひとつお伺いしたい。

○石田政府委員 日本政府は国際通貨基金に入つてしまわない限りは、金を貸してくれという立場にないわけであり、それから先ほど来申し上げましたように、日本の外貨の事情というものは、国際通貨基金から金を借りなければやつて行けないという状況ではないわけであり、また日本政府といたしまして、国際通貨基金に対して、これだけ金を貸してくれという意味のアプローチはいたしておりません。

○深澤委員 それからこの協定に加盟するということになりますれば、大体九百億程度に相当する出資をすることになるわけですが、この出資をすること自体が、日本の通貨あるいは金融関係において、何らの支障が生じないという確信をお持ちであるかどうか、その点をひとつ……

○石田政府委員 先ほど来申し上げましたように、われわれは、この通貨基金協定に加入いたしますことによりまして、われわれの政策が困るということはないものと考えております。

○深澤委員 それから協定によりまして、日本経済全般の情報の提供という問題が約束づけられているのであります。これは提出を要求することができることになっているのであります。が、これはやはり一つの義務として、年々ある時期に報告をしてくれてはならぬということになると思いますが、その点はどうか……

○石田政府委員 お話の通りでございます。向うができるということに相なつております。でありますから、向う

の要求がありました場合には、こちらを出さなければならぬ、かように思つております。のみならず、先ほど来申したのであります、日本の為替状況というものは、現在ではよろしいのであります。が、将来どうなるかわかりません。そういう場合におきまして、買入れをするという可能性もあるわけでございます。が、報告をいつておつて、そ

うしていよいよ困つたときに買入れをしたいということになります。これは、これは買入れに非常に支障を来すのではないかと、常時知程度日本事情というものは、常時知らせておいた方が便宜ではないか。これはもちろん政治的な話でございますが、そういうふうな考へておる次第でございます。

○深澤委員 それから為替相場の問題ですが、為替レートの変更というものは、日本の経済界でもすでにある程度問題になっているのであります。こ

こでもつて加入いたしますと、為替レートというものは、きつづけられるという結果になると思うのですが、そういう点はどうか……

○石田政府委員 国際通貨基金協定は、為替レートを頻りに変更することには好ましくないという思想には立つております。けれども、しかし絶対的に為替相場をきつてはならぬという義務を、加盟国に課するものではないのでございまして、そこは実務的に考へておる次第でございます。一〇%の範囲の変更であるならば、それが理由があるならば、基金は協議を受けた場合に、異議は唱えないということになつておるわけであり、また一〇%を越える場合におきましても、

これは協議にあずかることには相なつております。しかし、実際上その必要性を認め、場合においても、なおかつ国際通貨基金はかえることは好ましくないから反対するのだ、そういう精神ではございせん。

○深澤委員 それから一応加盟しました場合において、脱退するというようなことが自由に認められるのかどうかという問題です。ここにはいろいろなことが書いてありますが、脱退についてはどういふことになりますか、

○石田政府委員 脱退いたしますことが適當であるかどうかということ、これは加盟国として慎重考慮の上行われるべきであらうと思つてござい

ますが、国際通貨基金協定にいたしましては、十五條にありますが、ようになが

あいに、脱退権を認めておるのでございまして、入つた以上は脱退できないといふものではございせん。

○有田(二)委員 たゞいま議題になつております八法案のうち、国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、及び昭和二十七年に於ける行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案の三法案につきましては、質疑を打ち切られんことを望みます。

○小山委員長代理 たゞいまの有田君の動議のごとく決定することに御異議ありませんか。

○小山委員長代理 「異議なし」と呼ぶ者あり

○小山委員長代理 御異議がないようでありますから、右三案は以上をもつて質疑を打ち切ることといたします。

これより順次討論採決に入ります。

まず国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案を議題として、討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。松尾トシ子君。

○松尾委員 私は社会党を代表して、たゞいま議題となりました国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案に対して、反対するものであります。

今政府は新医療体系の確立を唱えて、国立病院九十九箇所のうち二十四箇所を国に存置し、他は地方に移譲するお考えであります。が、お上を医療は社会保障の線で行き、国営であるのが当然であります。財源の極度に枯渇している地方自治に、あまりにもその運営上採算の立たぬ医療施設を地方に移譲することは、弱いものいじめにはなほはたしく無責任であります。なるほど六億四千万円の持参金をつけるとか、移譲の際はこれを欲するものだけに限ると説明はしておりますが、本年度の予算を検討すれば、明らかにこれらの補助金を落としておられることは、政府の答弁をまともに受入れることができないのであります。

公の体系のものは国が行い、その他国立病院の型のものは各県に当らせよう、日本の医療体系を改革して行くならば、双方がその運営上支障なきまで、暫定的期間には国が当然財政的負担を負うのが、本意ではないかと思ひます。その方法としては、平衡交付金を増額するとか、起債のわくを拡大するとか、いろいろの方策がありま

す。

特にわが党が心配することは、その譲渡にあつて一方的に偏したり、強制的になつたりするおそれが十分あるので、反対するものであります。

○小山委員長代理 深沢義守君。

○深澤委員 国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案であります。これに対して日本共産党は反対であります。

本来医療制度というものは社会保障制度の根幹でありまして、政府が全責任を持つてこの医療制度を運営すべきものであるといふことは、これはもう世界の常識であります。しかるに日本政府は終戦後において旧軍関係の設備を接収いたしまして、これを各県に国立病院としてつくつたのであります。が、この機会にこそこの国立病院を充

実拡充にいたしまして、日本における社会保障制度の一つの制度として、政府が責任を持つてこれを運営すべき性質にあるにかかわらず、むしろこれをやつたものの視いたしまして、さきに独立採算制を採用いたしまして、医療の国の責任を回避し、さらに今日の段階におきましては、さらに地方公共団体に押しつける。こういうことになつて来たのであります。これはまづた

く社会保障制度に対する反逆であり、国家がこの重大な医療制度の責任を地方機関に転嫁しようとするところの陰謀である、われわれは考へざるを得ないのであります。従つてこの医療機関に働く人々自体も、また地方公共団体も、これを引受けることに對しましては賛成してないものであります。

こういうような事情に基きまして、日本共産党はこの責任回避の陰謀によ

五

るところの本法案に對しましては、斷じて反對するものであります。

〔小山委員長代理退席、委員長着席〕

○佐藤委員長 討論は終局いたしました。

これより本案の採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立多数、よつて本案は原案の通り可決いたしました。

次に昭和二十七年における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案を議題として討論に入ります。

○小山委員 ただいま議題となりました昭和二十七年における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案につきましては、討論を省略して、ただちに採決に入られんことを望みます。

○佐藤委員長 ただいまの小山君の動議のごとく決定するに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議ないようでありますから、本案については討論を省略してただちに採決に入ります。

昭和二十七年における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立多数、よつて本案

も原案の通り可決いたしました。なおただいま採決いたしました兩法案の、委員会報告書の件につきまして、委員長に御一任願いたいと存じます。

○佐藤委員長 次に製塩施設法案を議題として質疑を続行いたします。大上司君。

○大上委員 本法案につきまして、幸い公社の總裁がお見えでございますので、二、三お尋ねしたいと思ひます。

いすれ他の委員からもお話があると思ひますが、われ／＼から考えまして、本製塩施設法案がもしも国会で通過した場合、どのような運営方針なり、どのようなお考えのもとで、これを實際面に移して行かれるか。まずその点について承りたいと思ひます。

○秋山説明員 ただいまの御質問にお答える前に、日本の塩の情勢の概略を申し上げたいと思ひます。

日本の食料塩は約九十万トンないし百万トン、工業用原料として百二、三十万トンの間を要するのであります。しかるに、御承知及びの通りに、日本の国内において生産される塩は、前年度におきましては四十余万トンにすぎないのです。食糧塩に對しても外塩を輸入しなくてはならぬという、はなはだ悲境にあるのであります。これに對しては専売公社といたしまして、さきに塩の増産に對する方策を政府に要請いたしました。閣議決定として目先少くも七十万トンの内地製塩を得る、これに努力邁進するという閣議決定になりました。私もその方針に基いて、全力をあげて奨励育成に努めておるのであります。しかるにはなはだ残念なことに、とき／＼台風というよう

な天災もあり、戦争後における塩田の地力減もあり、そういうことからなかなか所期の目的を達することが困難なのであります。おそく私どもの考えからすれば、困難というより不可能に近いような現状にあるのであります。この点はまことに國としても憂うべきことで、ぜひただいまお手元に差上げておられるような、ああいう措置法によつて塩の増産をはかりたい。もしこれが幸ひにして本国会を通過いたしましたら、私もあらゆる金融の面において、また技術上の面において、全力を盡して目的を達成したいと存するのであります。巨細の御質問がありますれば、さらにお答えいたします。

○大上委員 大綱の説明をしていただきましたが、やや専門的に二、三お尋ねいたします。今日の製塩業者というのは、ただいまもお話のあつた通り非常に金融的に逼迫しており、これがいわゆる國の施策上、昭和二十三年までは専売公社の範圍内である／＼補助があつたのですが、今はそれもなくなつたので、今度はその間に、製塩業者が非常に施設に對して改善しなければならぬ。しかもこれは長期資金では不可能であるから、短期にどうしても持つて行く。そうすると、これの金利償還に非常に苦しんでおられるにわれわれは考えるのです。そこで当面の問題として、金融政策をどのように總裁は考へておられるか。まず大まかな金融政策をお尋ねしたいと思ひます。

○秋山説明員 公社といたしましては、さきにお手元に差上げて御協賛をお願いしました、農林金融庫の一部として金融の道をつけたのであります。これは御承知のように、はなはだ金額面においても僅少であり、塩の増産をするという上において、遺憾の点が少くないのであります。今年には若干ふえたのであります。しかしこれは將來私どももいたしますれば、單に塩だけの金融庫をつくつていただくような方針に進みたいと思つております。

○大上委員 大体それわかりました。では次にもう少しまかくお尋ねしますが、われ／＼の調査したところによりますと、いわゆる昭和二十七年において、製塩設備に必要な金は約二十三億円であります。ところがさういふふうな要求額があつて、ただいまのお説のように、農林金融庫から借り入れた金額は、わずかに六億四千万でございます。しかもこの製塩事業というものは、收納価格が一定限度でちやんと定められておる。ほかに副収入あるいは企業運営上収入はないはずで、そのうなると、小さい金額においてすぐ復旧が可能であるもの、資金面で放置するからだん／＼修繕費がかさんで来る。いざ修繕工というになると、根本的に改善をやらなければならぬといううな、きわめて常識的な問題も起つて来る。そこでどうしても背に腹はかえられないから、短資に乗りかえておられますが、そうなりますと、これの金利等も企業の計算面には相当かさんで来る。これがまず塩業者に及ぼすところのパーセンテージと申しますか、金融に苦しんで短資でつくつたがために、製塩業者全体が大体企業の何パーセント金利を拂つておるか。なおこれがお説の通り國民に不可欠なものであるならば、幾分何らかの形において、國民にこの金利が転嫁せられておるのではないか。その國民に及ぼすところの影響、まずこの二点をお尋ねいたします。

○秋山説明員 今の御質問であります。私は大体企業というものは、企業者自身の努力と意欲というものは、企業者が根本である。これを補助するといひますか、保護をするのが國家の職分ではなくてはならないのであります。その敷目を國民の負担に帰するとかいうようなことについては、私はさうな考え方は持つておらないのであります。しかしさればと申して、小さな塩業者のいろ／＼な金融の必要に對しては、公社も極力地方銀行その他の金融業者と連絡をとり、この融通面を円滑にするということには努めております。しかしさればと申して、私は現在の塩業に對する國家の補助というものは、十分であるとは申し上げかねております。もし塩業が非常な有利な事業であるというならば、もう少し塩業者の新しい面においての進出がなくちやならぬ。さういふ点において欠けるところがあるというところは、塩業自身が非常な困難、苦難にあるということ、物語つておるのでありますから、これは公社としても單に金融面ばかりでなく、あらゆる事業面において、できるだけの援助をいたしておるつもりであります。

○大上委員 他の委員からも発言があるのですが、もう一点お尋ねして打上げたと思ひます。本製塩施設法案についての逐條的な細部は、後日に譲るといたしまして、私決算委員会におきまして、かつて専売公社の特別な調査をやつたことがあるのです。ところがあ

念なことに、とき／＼台風というよう

とに製塩業廃止の許可を躊躇しておる
のであります、これは許可しないつ
もりであります。

○三宅(則)委員　ぜひ適當な措置によ
りまして、将来とも近所に化学工業等
を持つて来まして、その製塩事業を妨
げるといふような場合においては、よ
く通産大臣並びに大蔵大臣とも、ある
いは農林大臣とも御相談の上におい
て、予防措置を適切に講じていたなき
たいと思うのであります。

次に他の委員からも御質問があつた
ことだらうと思いますが、ひとつ追加
してお尋ねいたします。製塩事業の遷

助をいたしますことはもちろんであります。が、やはり抜本的に日本の製塩と云うものにつきましても改革案があるかどうか。今は輸入塩にまつというところを、たゞ／＼質問のときにお答えになつておきますが、輸入塩と比例を逆にいたしまして、国内塩はたしか六十万吨、輸入塩は百六十五万吨ということを受つておりますが、これを逆にするような方法はないものかどうか。たとえて申しますと、ある人が非常に簡単にできる機械を發明したといううなことを、他の委員会に来て申したことがあつたわけですが、何か抜本的に増産する用意があるものかどうか、この際承りたい。

○秋山説明員 そのお尋ねはまことに答弁に困難な問題なのであります。私も秋山説明員にもいろいろ／＼新く、新發明の紹介をして見える者もたくさんあります。しかしながら公社としてはいかなるものといえども、これを輕視せずに全部調査研究をしておるような次第であります。国内塩の抜本的な増産ということにつきましては、公社においても目下塩業審議会、これは各大学のその道の専門家、機械とかいろいろの方面の人たちにお集まりを願つて、研究いたしておるのであります。まず最初に取上げた問題として、海水直射の機械製塩を目下取上げてまして、福島県の小名浜に建設中でありまして、この六、七月の間に竣工いたすと思ひます。これについては、お話し上げればな／＼企業家もありまして、例の北山川にダムをついて、あれから電力を開発し、そうして一貫作業でソーダまで行こうというような計画はありますけれども、これは資金關係

でおそらく四、五十億の金を要するだらう。そういうようなことで、機械製塩についても意を尽かす研究をいたしておきます。塩田の改良につきましても今同御協賛を願う案にも片鱗は出ておりますけれども、これを抜本的に改良するといふのは、おそろしく三、四百億の予算をちやうだいしないといふ、なかなか困難なことと思ひます。ですから、これはしかし人間の知恵であります。これはしかし手品使いのように奇抜な案もありませんけれども、現在の塩田を改良して行くといふのがいいわゆる急がばまわれで、そういう順を追つて予算をちやうだいして現在の塩田を改良し、しかも同時に新しく塩田を増設するといふのは、抜本的な増産の方法といふものはな／＼困難だと私も考へております。

○三宅(則)委員 もう一点お伺ひいたしますが、先ほど来の御質問にもあつたわけでありまして、外国の輸入塩につきましても、各国とも割当があると思つております。その割当に對しまして、これを数十社に委託をして輸入いたしておるというのを聞いております。こういうようなことは自由経済でありますから、多くの会社が競争的にやるわけであらうと思ひますが、もう少し整理しておやりになつた方が、いいのじやないかというのを思つておるわけですが、ついでに申しますと、百六十五万吨を輸入いたしますのに、四十社も使つて仕入れるということになりまして、あまりに多いのじやないかと思ひます。これをたとへば数社、五、六社、七社というふうにした方が輕便だらうと思つておりますが、そういうふうなことに對して總裁はど

う考へておられますか。商業、実業について経験の深い總裁でありますから、その辺をひとつ承りたい。

○秋山説明員 今の御意見は、私全權に御同意申し上げておるのであります。しかし關係方面がここにおられた間は、政府が物を買うという場合の買方は、政府が一般から買う、これに應ずるものはどこからでも、だれでもよいというふうな建前でやられたように私は承つておる。この点において私は三宅委員のお説と同様に、私も商人であります。物を買うといふときには、どういふようにするかといふことは心得ております。しかし四十何社は全部取引をしておるといふのではないのであります。公社に塩を売りたいといふ人を窓口で私が排斥して、お前からは買わないのだといふような態度は、公社としてはとてつたかえりません。みなおいでになつてさしつかえない。その中から私が力、信用、能力、そういうものを勘案して取引をいたしておりますから、大体御意見に沿うようになつて行こうと思つております。

○大上委員 一つ関連質問をさせていただきます。まことに愚論と申しますが、私としてはどうもばつとしないのですが、まず總裁に一つだけお尋ねします。いわゆる農家が受取る米の価格と塩の收購価格と、それ／＼異なつた原価が入つております。そこで米の買上げ価格の農家に手渡される利益のパーセンテージ、それから塩の收購価格の今日見積られた塩業者に渡る利益のパーセンテージは、どちらがどのような程度になつておるか。あまり小さいことですか。おわかりにならないかと思ひますが……。そこでもう一つ

お尋ねしたいのは、それから答えを得なければいかぬのですが、こういうふうな考へております。なるほど米も必要である、塩も必要である、そういうふうにした場合に、どれもこれもというわけには行きませんが大体國家における公益性という点からいふ場合には、これを今日のようになつて農家は非常にむづかしいと思ひますが、営利法人の形態でなくて、公益法人の形に製塩業者を持つて来れば、なお皆さんの監督その他收購価格が低下せられ、採算率も非常に思ひやうに行くと、ひいては國民生活にいいといふので、これもこれもではございませんが、塩についてはそういうふうな考へがし得られるのですが、總裁はどのように考へておられるか。一例を引いてみますと、たとえば今日塩業者における法人税の扱い等から見ますと、いわゆる收購価格はきめられてはおるが、これに及ぼすところの他の営利法人と、譲り入るいわゆる普通でいうところの収入面においては相当狂いがある。こういうふうな場合は特別のいわゆる機械の償却率を見てやるとか、あるいは固定資産税の軽減をはかつてやるとか、あるいは、側面的な、いわゆる生産コストの引下げが得る。そこでこういうふうな問題を総合的に見て、本件についてはどのように考へなされるか。これをひとつお尋ねしたい。

○秋山説明員 米及び塩の生産費、と收購価格の差の割合については、私はなほ遺憾であります。存じておられないのであります。ただ米塩と稱して生活に必要な度合いは相譲らないまでも、商品である限りはやはり生産費を基礎にして、需給の面からマーケット・プライスが生れることは當然なことでありまゝ。私も塩を收購するといふ点におきましては、先刻申し上げましたように、現在塩の増産ができないといふところに何が原因があるかといふことについては、よく心得ておるつもりであります。當に收購価格においても、上げるという面と降ろす面とありますが、そういう面において今日まで極力努力して参つたつもりであります。ただ税金の点においては減税の恩典もありまゝ。その余において、どうも塩の代金というものは、赤裸々に帳面を押えればすぐわかるから税が不利にとられるという不公平については、これは不公平として取上げていいか悪いかといふことはよほど疑問だと思ひます。税金は支拂うべきものだ、支拂わぬ方がおかしいくらいなものでありますから、この点においてはどうも不公平をお聞きしますが、いかんともいたしがたいと思ひますが、しかしその余のことについては、ただいまの御質問の趣旨もよくわかりまゝ。公社としても極力業者のマージンを広くするといふことについては、私今後やつて行きたいと思ひます。

○佐藤委員長 島村君。

○島村委員 私はいまだ三宅委員のたゞいま御質問になりましたようなことと、ほぼ似たようなことであります。が、塩の増産につきましても、國策的な見地から見ても、これは非常に重要なものであるといふことは、だれしも疑う余地がございません。きょうは幸ひ秋山總裁がお見えになつておりますので、何とかこれに對して増産をする積極的な御方針をお持ちであるか

どうかということを、お伺いいたしたかつたのでありますが、三宅委員に対するただいまの御答弁で、目下御研究中であるように拝承いたしました。でありますから、その点についてはお尋ねを申すことをやめまして、要望を申し上げておきたいと思うのであります。が、いろいろの観点からいたしまして、でき得れば他國にのみ依存するよるな現状は、はなはだ心もとない行き方である。どうかひとつなお半頭一歩を進めていただきまして、積極的に塩の増産の問題につきまして、御配慮をいただきたいというお願いを申し上げます。と思うのであります。

つけ加えて申し上げますが、これほど重要な問題でありますので、私どもといたしましては、あらゆる面に当局に協力することに決してやぶさかでありませんから、これもお含みの上、十分なる御施策を要望いたします。

○秋山説明員 ただいま非常に私どもといたしましては力強い御発言をいただきました。ありがとうございます。公社におきましては、実はただいま塩田方面の改良に三百億を要するというお話を申し上げましたが、これは単に私抽象論で三百億と申し上げたのではなくて、公社におきましては、あらゆる細目にわたつて改良工事をすれば、集計約三百億の金を要する。こういうことで政府者とは交渉をいたしておるのであります。しかしこれも予算の関係上一時には参らないのであります。現在においてははなはだ不足ながら、公社の意見と政府の意見と必ずしも合致はしておらないのであります。まことに御説の通りに百七、八十万トンの塩を海外から輸入する。この世界的的

政局変動によつて起る差は、一年の間に一トンの塩の値において十ドルも差がある。さようなマーケットに入つて塩を買うということそのことだけでも、日本としては非常な危険な状態にあるのであります。さような次第でありますから、極力内地塩の造成に努めるといふことは私ども念をいたしております。また、どうぞ本院におきまして、公社の方針について御了得が行つたならば、御援助をいただきたいと思ひます。

○佐藤委員長 次会は明三十日午後一時より開会することといたしまして、本日はこれで散会いたします。
午後零時四十七分散会

〔参 照〕

国立病院特別会計所屬の資産の譲渡等に関する特別措置法案（内閣提出）に関する報告書
昭和二十七年年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年六月六日印刷

昭和二十七年六月七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所